

平成29年6月15日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

## 議案

番号	件名	主管課
1	山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）	教育政策課
2	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課
3	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課
4	山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	高校教育課

議案第1号

山口県教育委員会表彰規則による表彰について(報告承認)

山口県教育委員会表彰規則(昭和61年山口県教育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき、平成29年度教育功労者を次のとおり決定したので報告し、承認を求めます。

平成29年(2017年)6月15日

山口県教育委員会  
教育長 浅原 司

永年精勤の部(表彰規則第2条第6号)

所属名	職名	氏名	勤務年数	備考
義務教育課	指導主事	宮内 茂則	31年	平成29年6月8日 早期退職

議案第2号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について  
の意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め  
ます。

平成29年（2017年）6月15日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 2 9 財 政 第 3 3 号  
平成 2 9 年(2017年) 6 月 1 3 日

山口県教育委員会  
教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政

平成 2 9 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

平成 2 9 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

#### 記

- 1 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 2 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

(案の一)

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山口県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十条第十項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項各号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

第十条第十一項第五号中「公共職業安定所」の下に「、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者」を加える。附則に次の一項を加える。

36 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中

「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは

「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、

かつ、知事が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）とする。

#### 附 則

##### （施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第十一項第五号の改正規定及び附則第四項の規定は、平成三十年一月一日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

##### （経過措置）

3 改正後の条例第十条第十項（第二号に係る部分に限り、改正後の条例附則第三十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて職員の退職手当に関する条例第十条第一項第二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支給を受け終わった日が平成二十九年四月一日以後であるものについて適用する。

4 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）第四条の規定による改正後の職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）（以下「改正後の職業安定法」という。）第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は改正後の職業安定法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対するこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第十条第十一項（第五号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成三十年一月一日以後である場合について適用する。

改正案

○職員の退職手当に関する条例

(昭和二十九年二月十二日  
山口県条例第五号)

第一条(第九条 (略))

(失業者の退職手当)

第十条 (略)

259 (略)

10 第一項、第三項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第二十四条から第二十八条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第一項又は第三項の退職手当を支給することができる。

一 その者が知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第二十四

四条第一項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

二 その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項各号に掲

げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

現行

○職員の退職手当に関する条例

(昭和二十九年二月十二日  
山口県条例第五号)

第一条(第九条 (略))

(失業者の退職手当)

第十条 (略)

259 (略)

10 第一項、第三項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第二十四条から第二十八条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第一項又は第三項の退職手当を支給することができる。

一 その者が知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第

二十四条第一項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

(新設)

四 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適當であると認められたもの

三 厚生労働大臣が雇用保険法第二十五條第一項の規定による措置を決定した場合

四 厚生労働大臣が雇用保険法第二十七條第一項の規定による措置を決定した場合

11 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

一〜四 (略)

五 公共職業安定所、職業安定法第四條第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八條の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八條第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同條第二項に規定する移転費の額に相当する金額

六 (略)

12  
17 (略)

二 厚生労働大臣が雇用保険法第二十五條第一項の規定による措置を決定した場合

三 厚生労働大臣が雇用保険法第二十七條第一項の規定による措置を決定した場合

11 第二項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

一〜四 (略)

五 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八條第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同條第二項に規定する移転費の額に相当する金額

六 (略)

12  
17 (略)

附則

135 (略)

36 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは

「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十五條第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四條十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）

「とすることを適当であると認められたもの」とする。

附則

135 (略)  
(新設)

## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）による国家公務員退職手当法の一部改正に準じて所要の改正を行うものである。

### 2 改正の概要

条例第 10 条においては、退職時に支給された退職手当が雇用保険法の失業等給付相当額に満たず、退職後一定期間失業している場合に、雇用保険法の失業等給付程度の保障を行うために支給する失業者の退職手当について規定している。

失業等給付の拡充等を内容とする雇用保険法の改正に伴い、同条を改正するものである。

### 3 施行期日等

公布の日から施行し、改正後の条例の規定は一部を除き、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

議案第3号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について  
の意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め  
ます。

平成29年（2017年）6月15日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 2 9 財 政 第 3 3 号  
平成 2 9 年 (2017 年) 6 月 1 3 日

山口県教育委員会  
教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政

平成 2 9 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

平成 2 9 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 2 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

議案第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

平成二十九年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第六条の四第二項」を「第六条の四第一号」に、「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第三条第六号中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第四条中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第十一条第七号中「別居したこと」の下に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正案

○職員の育児休業等に関する条例

平成四年三月二十一日  
山口県条例第一号

第一条 (略)

第二条 (略)

(法第二条第一項の条例で定める者)

第二条の二 法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第二条の三・第二条の四 (略)

現行

○職員の育児休業等に関する条例

(平成四年三月二十一日)  
山口県条例第一号

第一条 (略)

第二条 (略)

(法第二条第一項の条例で定める者)

第二条の二 法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の四第二項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第二条の三・第二条の四 (略)

改正案

(法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)

第三条 (略)

一〇五 (略)

六 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間が満了した時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業しなければその養育に著しい支障が生ずることとなつたこと。

七・八 (略)

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第四条 法第三条第二項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長を請求した時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなつたこととする。

現行

(法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)

第三条 (略)

一〇五 (略)

六 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間が満了した時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなつたこと。

七・八 (略)

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第四条 法第三条第二項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長を請求した時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなつたこととする。

改正案

第五条～第十条 (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第十一条 (略)

一～六 (略)

七 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の期間が満了した時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。

第十二条～第三十二条 (略)

現行

第五条～第十条 (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第十一条 (略)

一～六 (略)

七 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したとその他の育児短時間勤務の期間が満了した時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。

第十二条～第三十二条 (略)

## 議案第3号参考資料

### 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の趣旨

「児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行等を踏まえ、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するもの。

#### 2 改正の内容

(1) 「児童福祉法」の一部改正に伴う条項等の修正

(2) 「育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情」等として「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を追加

#### 3 施行期日

公布日施行

議案第4号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例についての  
意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め  
ます。

平成29年（2017年）6月15日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 2 9 財 政 第 3 3 号

平成 2 9 年 (2017 年) 6 月 1 3 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政

平成 2 9 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

平成 2 9 年 6 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 2 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

議案第 号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

平成二十九年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。  
別表山口県立豊北高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立下関北高等学校	下 関 市
-------------	-------

附 則

この条例は、平成二十九年十一月一日から施行する。

新旧対照表

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）

改正案

現行

○山口県立高等学校等条例

〔昭和三十九年三月二十六日  
山口県条例第五十一号〕

別表（第二条関係）

名	称	位	置
---	---	---	---

（略）山口県立周防大島高等学校

山口県立響高等学校

山口県立豊北高等学校		下	関市
山口県立下関北高等学校		下	関市
山口県立下関中央工業高等学校		下	関市

（略）山口県立下関工業高等学校

○山口県立高等学校等条例

〔昭和三十九年三月二十六日  
山口県条例第五十一号〕

別表（第二条関係）

名	称	位	置
---	---	---	---

（略）山口県立周防大島高等学校

山口県立響高等学校

山口県立豊北高等学校		下	関市
山口県立下関中央工業高等学校		下	関市

（略）山口県立下関工業高等学校

## 議案第4号参考資料

### 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由

県立響高校と県立豊北高校を再編統合することに伴い、新高校を設置するため、山口県立高等学校等条例を改正する必要がある。

#### 2 名称及び位置

名 称	位 置
山口県立下関北高等学校	下 関 市

#### 3 概 要

新高校では、両高校の歴史と伝統や教育活動を継承し、「地域と連携・協働する教育活動の推進により、郷土への愛着と誇りを育み、未来社会に対応できる実践力を培う学校」をコンセプトとした学校づくりをめざす。

新高校の開校は平成30年4月を予定しており、今後、生徒募集や入学者選抜をはじめ、教職員人事、学校運営計画などの業務を進める必要があることから、本年11月1日に設置するものである。

なお、7月に実施する入学定員発表を新しい校名で行えるよう、6月議会に提出する。

設 置 予 定 学 科
普 通 科

#### 4 施行期日

平成29年11月1日

## 報告事項

番号	件名	主管課
1	無形文化財保持者の認定解除について	社会教育・ 文化財課

## 報告事項 1

社会教育・文化財課

### 山口県指定無形文化財「鷺流狂言」保持者 小林栄治の 認定解除について

鷺流狂言の保持者 小林栄治 氏が平成29年3月1日に死亡（92歳）されたので、別紙写しのとおり山口県教育委員会告示第二号で 小林栄治 氏の認定解除を告示しました。

-

同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年六月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
  - 岩国都市計画下水道岩国市公共下水道
  - 岩国都市計画下水道川下都市下水路
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
  - 山口県土木建築部都市計画課



山口県教育委員会告示第二号

山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）第二十七条第七項の規定により、次の山口県指定無形文化財の保持者の認定は、解除された。

平成二十九年六月六日

山口県教育委員会

鷲流狂言	山口県指定無形文化財の名称	山口県指定無形文化財の保持者	
	氏名	認定	死亡年月日
小林 栄治	昭和三十二年山口県教育委員会告示第二号		平成二十九年三月一日

## 協議事項

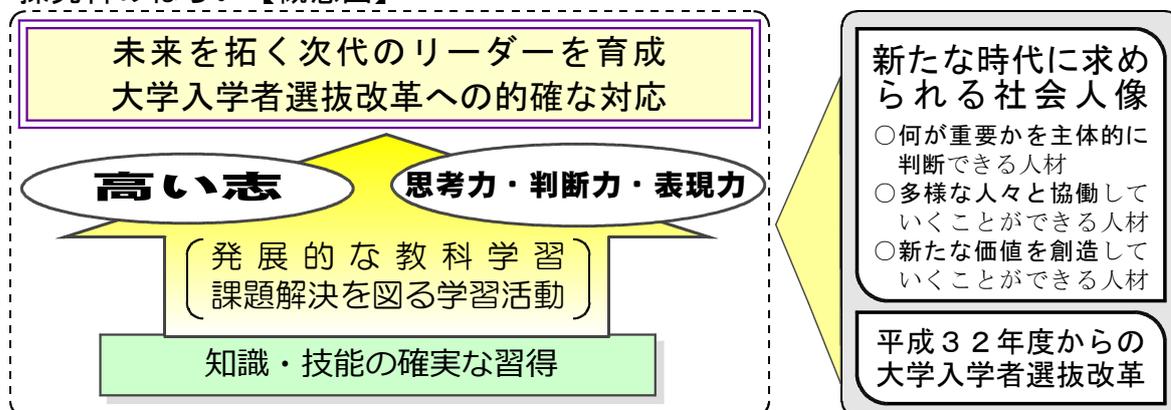
番号	件名	主管課
1	探究科の導入に係る学科改編について	高校教育課

## 平成30年度 探究科の導入に係る学科改編について（案）

### 1 学科改編について

対 象 校	萩高等学校
内 容	○「探究科」（「人文社会科学科」と「自然科学科」）を導入 ○「理数科」を募集停止
改編の理由	○ 変化の激しい時代の中で、次代を担うリーダーとして活躍できる人材を育成するとともに、平成32年度から予定されている、大学入学者選抜改革に的確に対応するため、知識・技能の習得のみならず、思考力・判断力・表現力を高め、主体的・能動的に課題解決を図る学習を重視する学科である探究科を導入する必要がある。
学科の目標	<p><b>【新しい時代に求められる探究力の育成】</b> 自ら課題を発見し、その解決をめざして他者と協働しながら、学習成果等を様々な形で表現していく学習に積極的に取り組むことにより、これからの時代に必要な情報活用能力や課題解決能力、表現力、コミュニケーション能力等を育む。</p> <p><b>【大学等での学修の基盤となる学力の育成】</b> 質の高い深い学びを通し、知識・技能の真の理解、深い理解を図るとともに、専門的な研究活動や教科の発展的な学習を推進することにより、思考力や判断力、表現力などを高め、大学等における高度でより能動的な学修につながる学力を育む。</p>

#### ◆ 探究科のねらい【概念図】



## 2 萩高校探究科の学習について

両学科とも、「課題の設定」「情報の収集・分析」「考察・判断」「まとめ・表現」等の学習活動を積極的に展開することにより、学習内容のより深い「理解・定着」を図ることを重視する。

年次	学習の流れ	学習の特色
1年次	両学科で共通の科目を学習	<p>◆未来を拓く高い志と学力を育む取組を実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>大学と連携し、大学での学問や研究を体感することで学問に対する意欲や将来への志を高め、高度でより能動的な学修につながる学力を育む</p> </div> <p>例 大学サテライト講座（1年次） 大学の先生を高校に招き、数学・物理・化学などの模擬授業を実施</p> <p>例 大学での模擬授業（1年次） 大学を訪問し、大学の施設を用いて模擬授業や実験等を実施</p> <p>例 大学での宿泊研修（2年次） 教育学部で科学的に探究する方法を学んだり、様々な分野の研究室を訪問したりする1泊2日の研修を実施</p>
2年次 3年次	人文社会科学科・自然科学科それぞれで、より専門的な科目を学習	<p>◆課題を解決していく力や表現力等を育成する科目・講座を開設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>情報を分析して自分の考えを論理的にまとめる力や、プレゼンテーション能力等を育む活動を行う</p> </div> <p>例 プレゼンテーション講座（1・2年次） 国際プレゼンテーション協会から専門家を招き、プレゼンテーションの実践的な技法を学ぶ講座を開催</p> <p>例 人文社会科学科：地域文化(仮称) アクティブ・リサーチ(仮称) 自然科学科：課題研究 自ら研究テーマを設定し、研究計画の立案や調査・実験、レポート作成、発表会でのプレゼンテーションなどを行う</p> <p>◆数学・理科・英語において、専門的な内容を扱う科目を開設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>より高度な内容を含む科目を設定し、発展的な学習を行うことで、高い学力を身に付ける</p> </div> <p>例 理数数学、理数化学、総合英語、異文化理解</p>

各科目の学習や講座等において  
 体験的  
 ・  
 協働的  
 ・  
 課題解決的  
 な活動を充実

## 意見交換

番号	件名	主管課
1	「やまぐち型地域連携教育」の充実に向けて	義務教育課

## 「やまぐち型地域連携教育」の充実に向けて



義務教育課  
社会教育・文化財課

### 元気創出やまぐち！ 未来開拓チャレンジプラン

#### Ⅲ 人材活力創造戦略

#### 10 次代を拓く教育充実プロジェクト 重点施策36

社会総がかりによる「地域教育力日本一」  
の取組の推進

#### 〔施策の方向〕

- 「コミュニティ・スクール」で子どもも大人もイキイキとする地域にやさしい学校づくり
- 「地域協育ネット」による日本一の「学校、家庭、地域の温かい絆づくり」の推進

# 山口県教育振興基本計画

## 未来を拓く たくましい「やまぐちっ子」の育成

3つの  
施策の柱

- 1 知・徳・体の調和のとれた教育の推進
- 2 質の高い教育環境づくりの推進
- 3 生涯にわたる県民総参加の教育の推進

重点化

### 10の緊急・重点プロジェクト

#### 1 地域ぐるみの教育推進プロジェクト

- 「コミュニティ・スクール」や「地域協育ネット」の充実（一体的に推進）
- 学校・家庭・地域が連携・協働して次代を担う子どもの育成

3

## 山口県の地域連携教育の歩み

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29					
山口県	山口県教育ビジョン (H10.3 策定) H10~24 (15年間)															山口県教育振興基本計画 H25~29 (5年間)									
																改定教育振興基本計画									
国																教育振興基本計画					第2期教育振興基本計画				

コミュニティ・  
スクールの推進

H17~

地域協育ネットの推進

H23~

「やまぐち型地域連携教育」の推進

H27  
~

4

## 現 状

- 市町立小・中学校のコミュニティ・スクール（CS）の設置状況 100%（H28.4.1）
- 県立高校14校、中学校1校、中等教育学校1校、特別支援学校8校、市立高校1校にコミュニティ・スクールを導入（H29.4.1現在）
- 地域協育ネットの整備状況 100%（H27.3月末）
- 山口CSコンダクターの配置（15名）
- 統括コーディネーターの配置状況 89.8%（H29.2.1現在）
- 家庭教育支援チームの設置状況 11市町21チーム（H29.4.1現在）

# 「やまぐち型地域連携教育」 の取組例



## 学校運営協議会やユニット型研修への生徒の参加による主体的な活動



研究授業を実施し、学校運営協議会委員、他教科の教員や授業を受けた生徒も加わったユニットでよりよい授業のあり方について協議している。



コミュニティ・スクールのプロジェクト部会、企画推進委員会のメンバーとして、本年度から生徒会の参画が始まった。



地域との連携（絆）を一層深めるため「柳中コミュット（地区生徒会）」を立ち上げ、地域の方と協力しながら、地区ごとに清掃活動などの様々な取組を行った。



中学生が地区ごとに16グループに分かれ、保護者・地域の方とともに「地区内の危険箇所の確認」「携帯電話の必要性とそのルール」をテーマに話し合った。

7

## 子育て支援につながる新たな取組や地域の文化財を教育課程に位置付けた学習活動



毎週水曜日に視聴覚室を開放し、乳幼児やその保護者が気軽に集える「湯田中ひろば」を開設した。昼休みに多数の生徒が乳幼児やその保護者との交流を図っている。



参観日には、地域のボランティアによる「託児ルーム」を開設している。保護者から、「安心して授業参観や研修会に参加できる」との声をいただいている。



地域学習の一環として、地域の方、保護者、児童と一緒に「錦帯橋の模型づくり」を行った。学校運営協議会と公民館とが連携して運営した。



「大殿ふるさと祭り」の企画・運営に児童生徒が携わり、当日は、地域の伝統芸能である「山口鷲流狂言」を披露した。

8

## 学校間の連携や地域ぐるみの取組



中学1年生が「桃中ハッピー桃太郎学習会応援し隊」として新川小、小羽山小の夏休みの学習会に参加した。リトルティーチャーとして児童の学習サポートをした。



保・小・中合同の地震・津波対応避難訓練を実施し、中学生による園児や低学年児童の避難誘導、負傷者(想定)の移動支援を行った。



立志式では、小学6年生や地域の方を招待し、地域ぐるみで中学2年生の成長を祝した。餅つきや豚汁の準備など、地域協育ネットの協力もいただいて実施している。



「つながろう ふるさと大好き 熊毛っ子」の具現化の取組として、小中高校生と地域住民が集まり、花壇整備を行った。

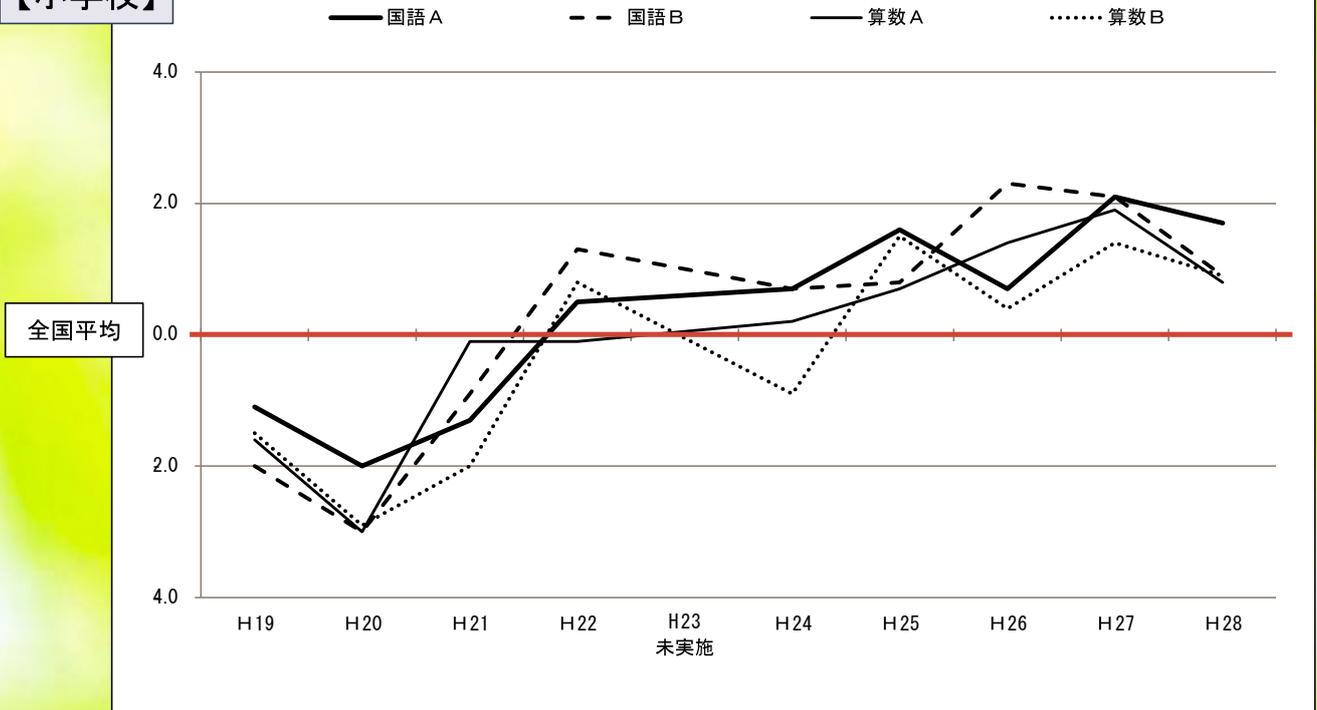
# 「やまぐち型地域連携教育」 の取組の成果



# 子どもの変容 ①

## 全国学力・学習状況調査の結果(全国の平均正答率との差の経年変化)

【小学校】

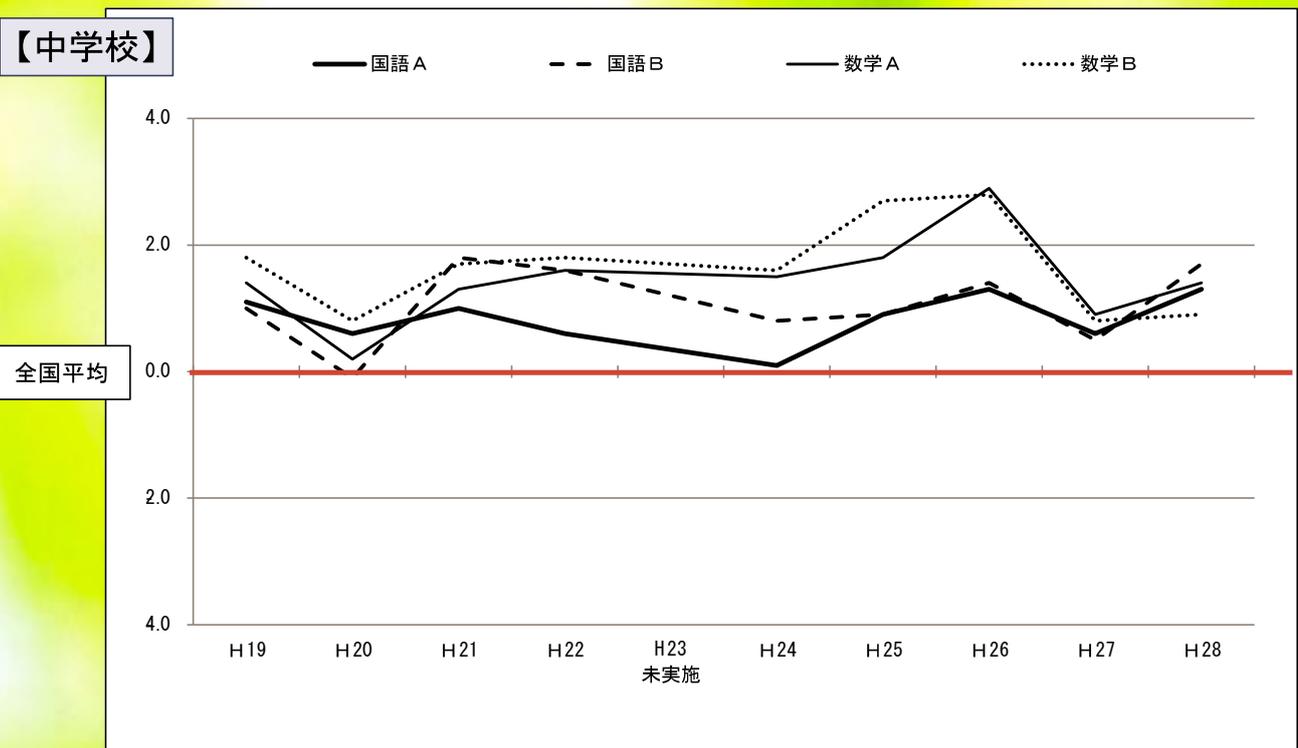


全国学力・学習状況調査より

# 子どもの変容 ①

## 全国学力・学習状況調査の結果(全国の平均正答率との差の経年変化)

【中学校】



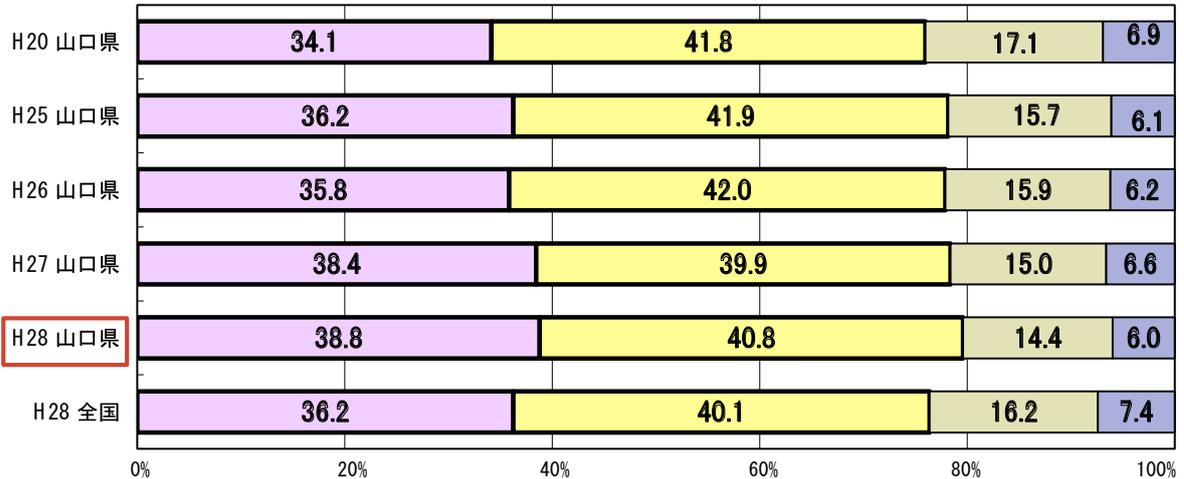
全国学力・学習状況調査より

## 子どもの変容 ②

### 自分には良いところがあると思う

#### 【小学校】

- 1 当てはまる                      2 どちらかといえば、当てはまる  
3 どちらかといえば、当てはまらない    4 当てはまらない

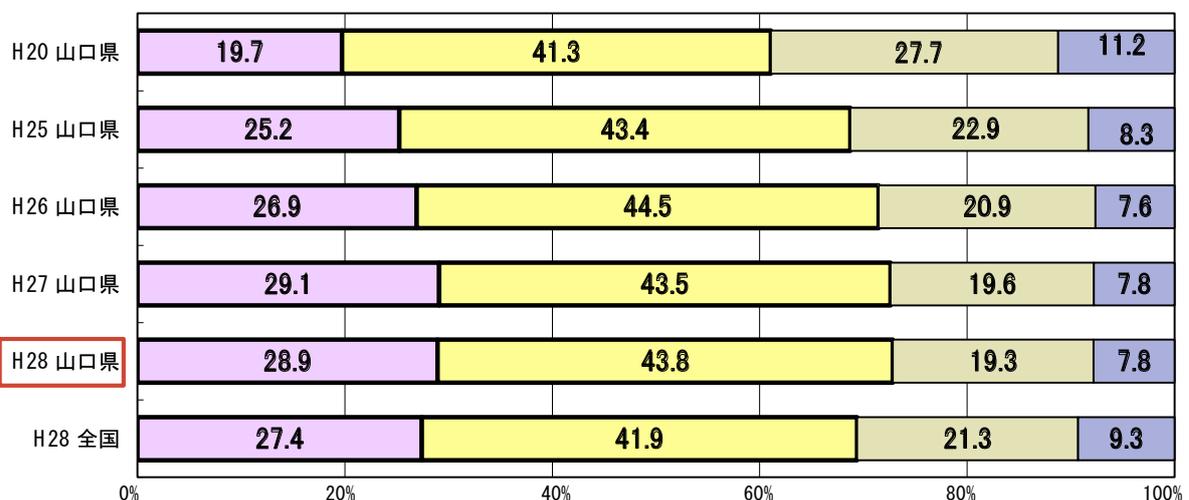


## 子どもの変容 ②

### 自分には良いところがあると思う

#### 【中学校】

- 1 当てはまる                      2 どちらかといえば、当てはまる  
3 どちらかといえば、当てはまらない    4 当てはまらない



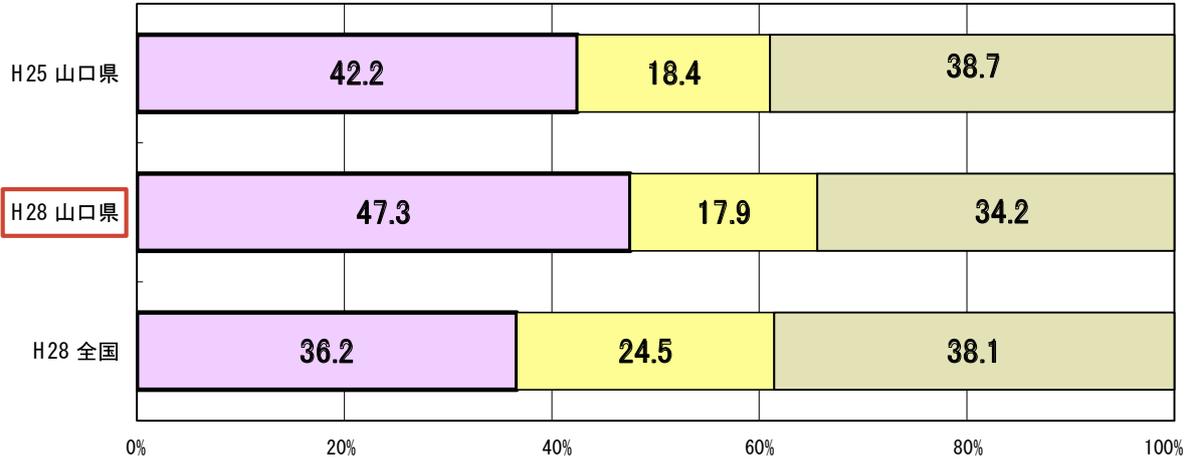


## 子どもの変容 ④

### 地域のボランティア活動に参加したことがある

#### 【小学校】

□1 参加したことがある □2 参加したことがない □3 分からない

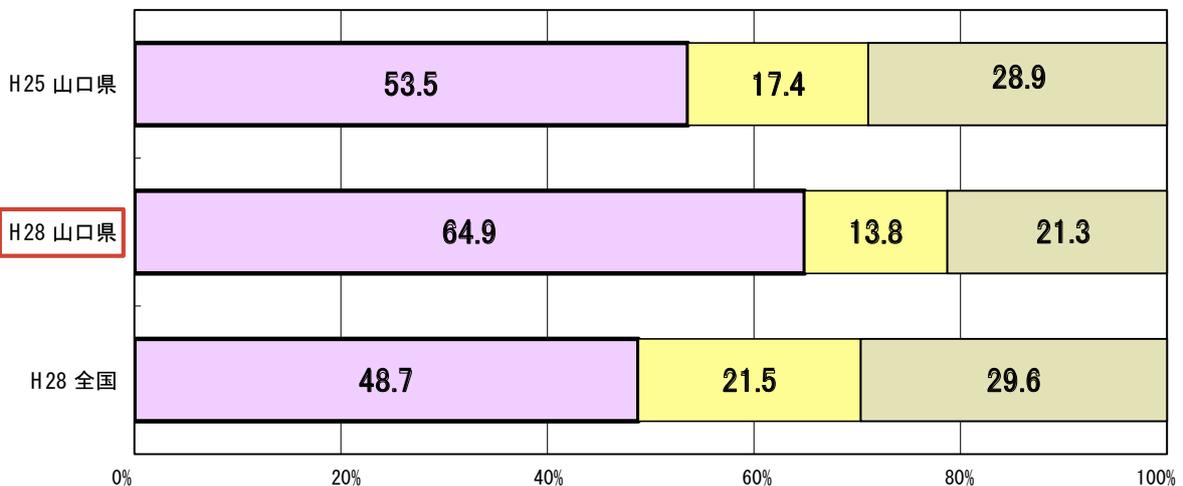


## 子どもの変容 ④

### 地域のボランティア活動に参加したことがある

#### 【中学校】

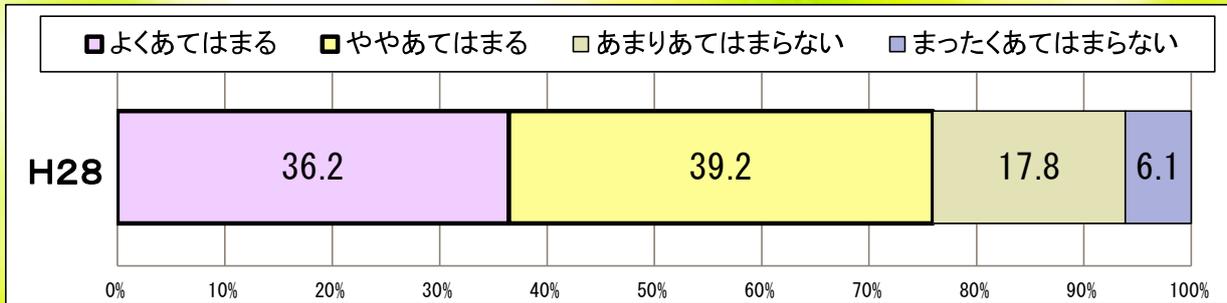
□1 参加したことがある □2 参加したことがない □3 分からない



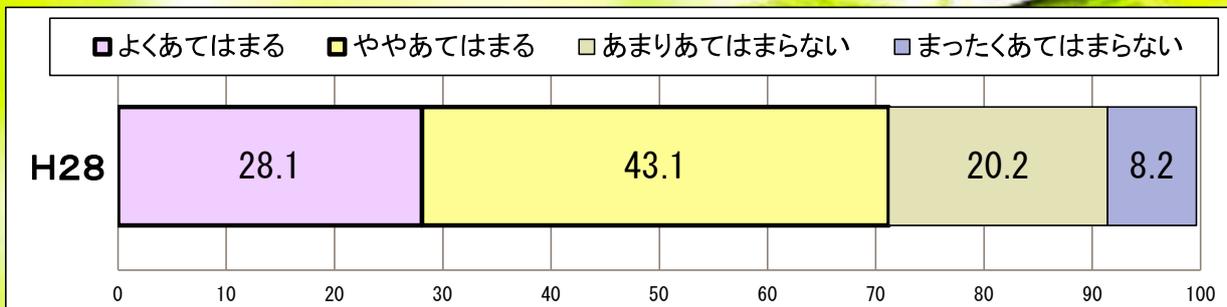
## 子どもの変容 ⑤

### 大人になったら自分の地域のために何かをしたいと思う

【小学校】



【中学校】

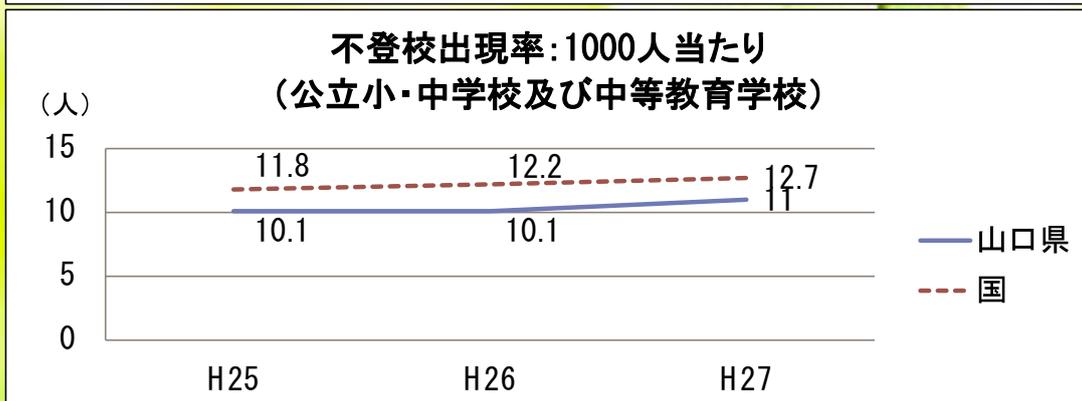
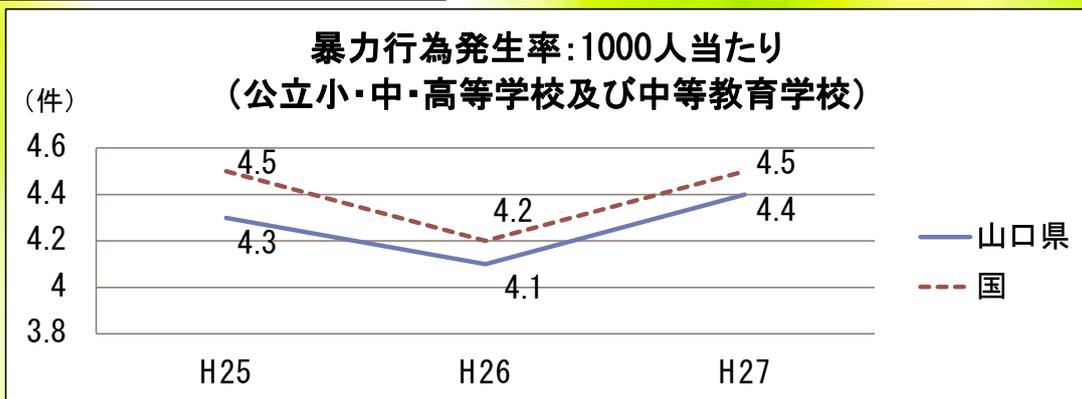


コミュニティ・スクールの成果に関する山口大学の調査より

19

## 子どもの変容 ⑥

### 暴力行為や不登校の状況



児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より

20

## 子どもの変容 ⑦

### 子どもの声

- 地域の優しさと温かさ、そして愛を感じた。励まされ、勉強を頑張れる気がした。
- 地域の方と話をする中で、緊張せず知らない人にも挨拶ができるようになった。
- 地域の伝統文化をしっかりと引き継いでいきたい。
- 地域の一員として、自分たちにできることは積極的に行いたい。
- 職場体験学習で学んだことを生かして、将来、地域に貢献したい。

21

## 子どもの変容 ⑧

### 子どもの声 (美祢市立秋芳中学校生徒の生涯学習のまちづくり啓発作文より一部抜粋)

「中学生の一生懸命な姿に元気をもらったよ」という言葉を聞き、夏祭りを通して地域の方々とより深く関わることができたと、僕はうれしく感じました。

挨拶運動を通して、いろいろな人々と挨拶を交わすなかで、自分も相手も笑顔になり、自然と気持ちほぐれていくのを感じました。地域に温かく受け入れられたことで、僕は元気をもらえたのです。

この二つの経験から、僕は地域の方々に見守られ、地域の一員として生きているのだということを実感しました。そして、地域が今よりもっと元気になるために何かできることはないだろうかと考えるようになりました。

「まちづくりは、人づくり」という言葉があるそうです。美祢市を支えていく一員として、まずは自分自身がしっかりと地域について学んで成長し、この地域を愛していきたいと思います。そして、住民一人ひとりが地域のために尽くすことができるようなまちづくりをめざしていけたらと思いました。

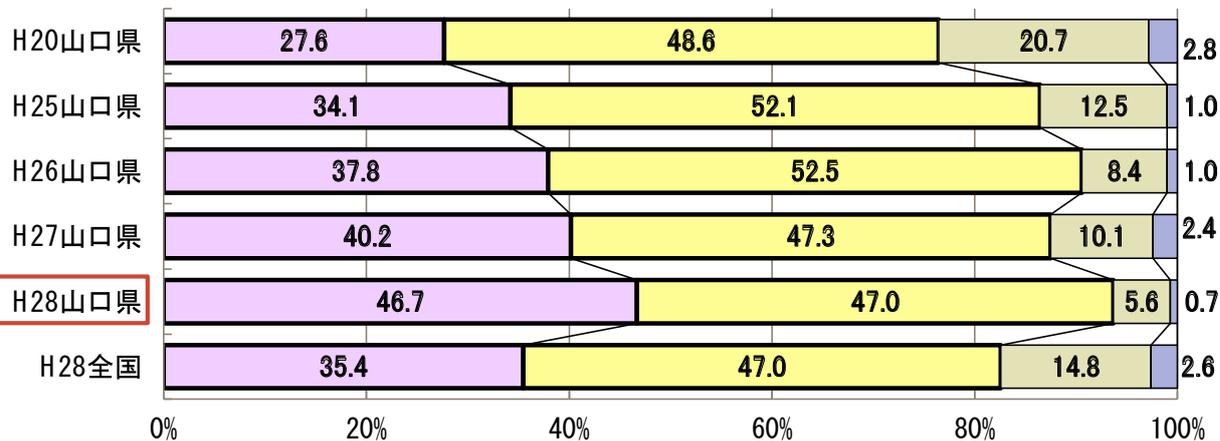
22

## 学校・教職員の変容 ①

### 地域人材を外部講師として招聘した授業を行っている

#### 【小学校】

□よく行った □どちらかといえば行った □あまり行っていない □全く行っていない

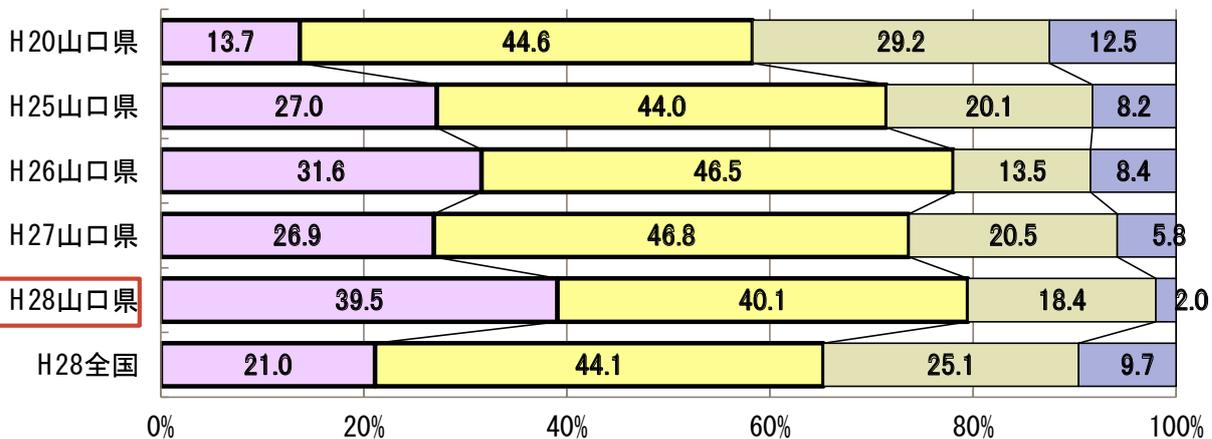


## 学校・教職員の変容 ①

### 地域人材を外部講師として招聘した授業を行っている

#### 【中学校】

□よく行った □どちらかといえば行った □あまり行っていない □全く行っていない

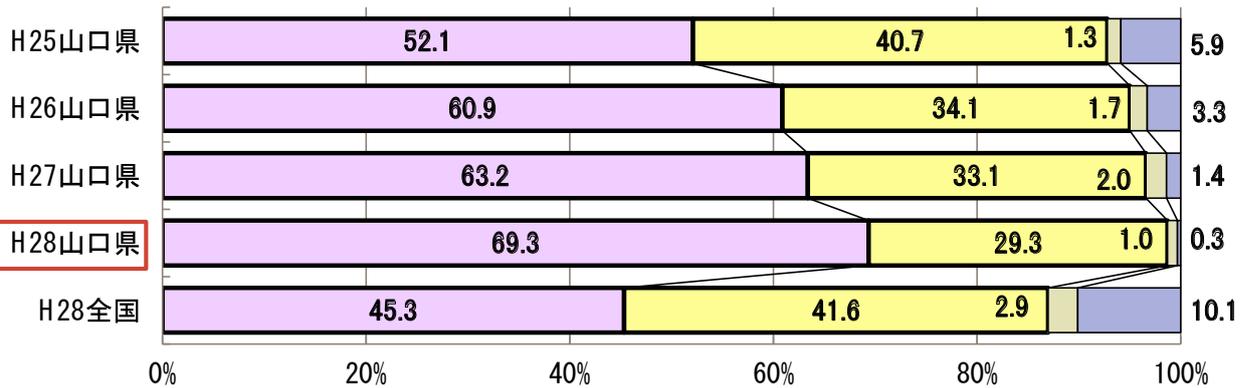


## 学校・教職員の変容 ②

学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人が学校における教育活動や様々な活動に参加してくれる

### 【小学校】

- よく参加してくれる
- 参加してくれる
- あまり参加してくれない
- 学校支援ボランティアの仕組みがない

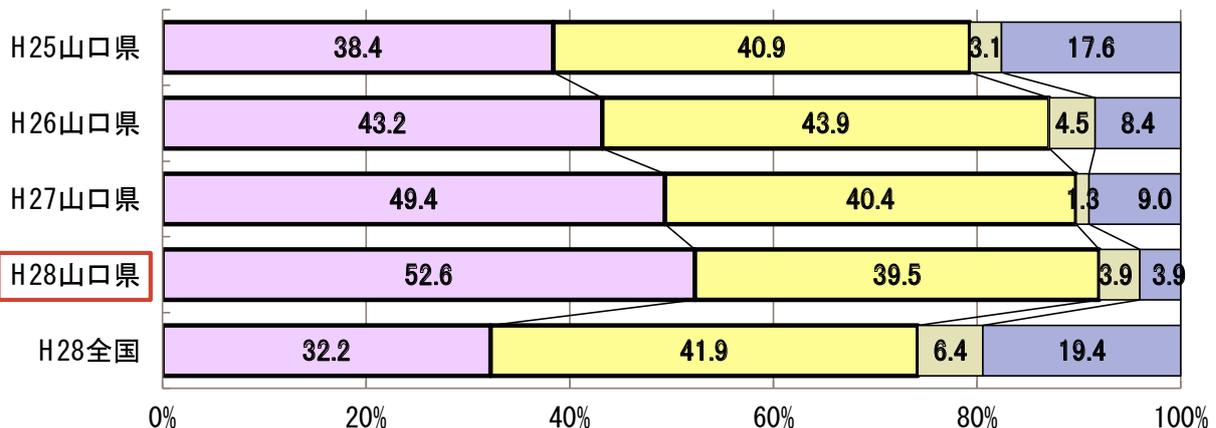


## 学校・教職員の変容 ②

学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人が学校における教育活動や様々な活動に参加してくれる

### 【中学校】

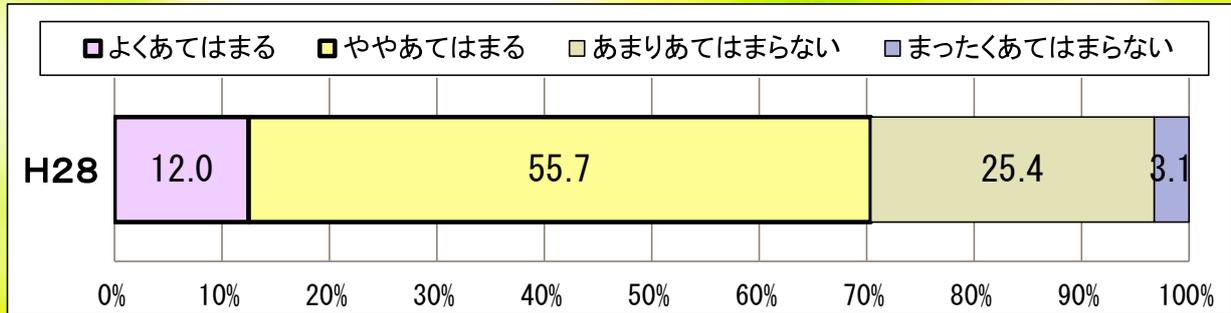
- よく参加してくれる
- 参加してくれる
- あまり参加してくれない
- 学校支援ボランティアの仕組みがない



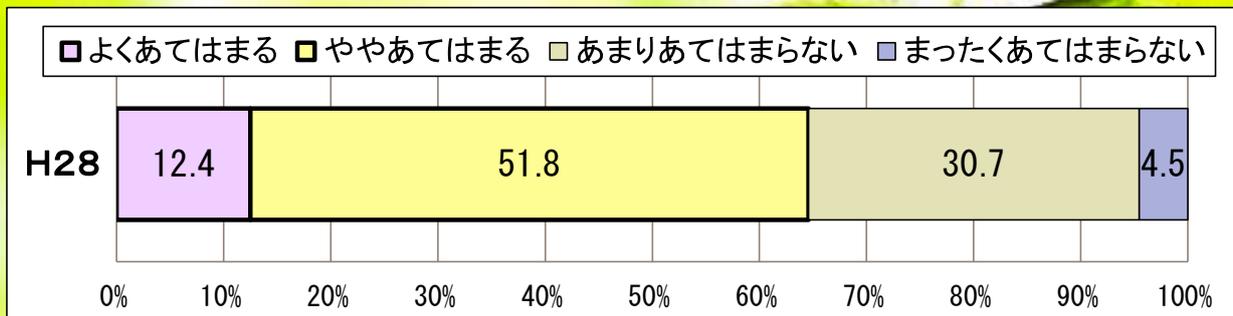
## 学校・教職員の変容 ③

### 学校への批判や苦情が減少傾向にある

【小学校】



【中学校】



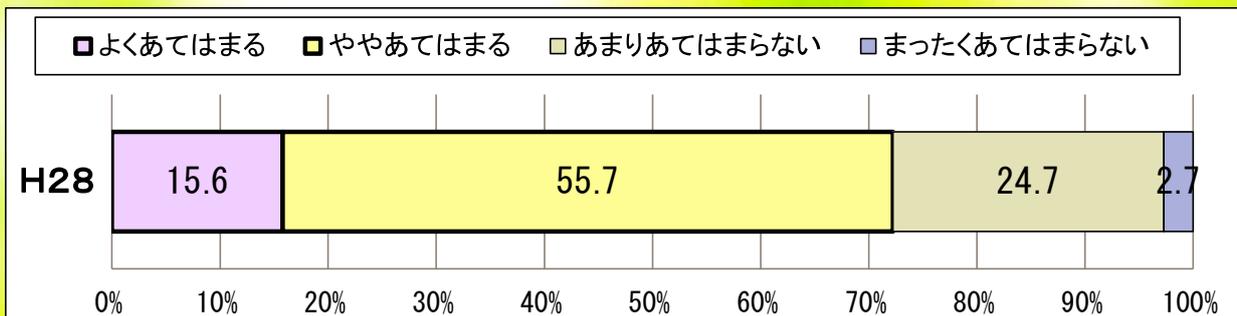
コミュニティ・スクールの成果に関する山口大学の調査より

27

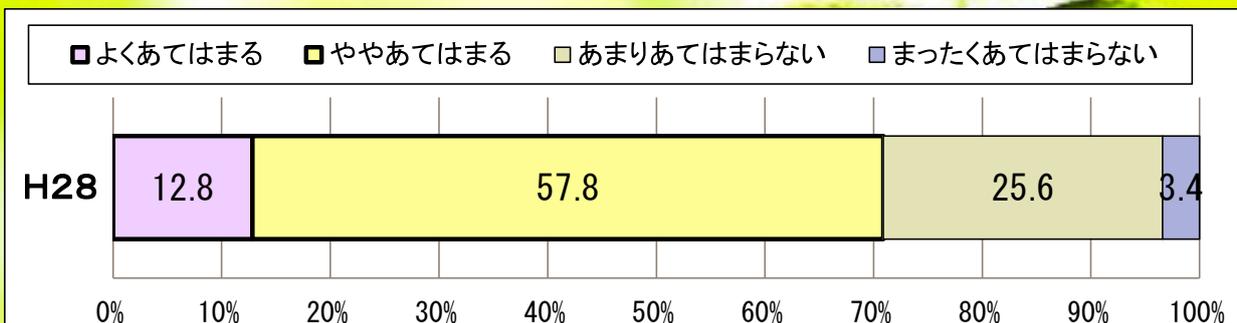
## 学校・教職員の変容 ④

### 子どもと向き合う時間が増えている

【小学校】



【中学校】



コミュニティ・スクールの成果に関する山口大学の調査より

28

## 学校・教職員の変容 ⑤

### 教員の声

- 生徒の気持ちが和やかなものになった。落ち着いてきている。
- 子どもが変わる、学校が変わる、地域が変わるのが目に見えて表れるので、やりがいを感じる。
- 地域の方に授業支援をしていただくことで、授業の活動の幅が広がる。安心できる。
- 会議で話すことで、地域の方の学校への思いが分かった。(同じ思いだということが分かった)
- もう少し、学校の敷居を低くして、多くの人に学校に来てほしい。
- 地域の方から感謝の言葉を聞いた時に、応援していただいたことをとてもうれしく感じる。

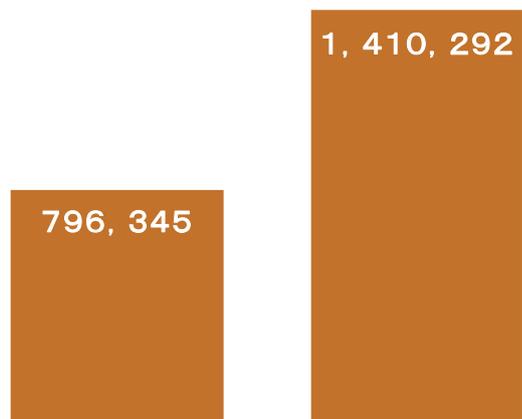
29

## 保護者・地域住民の変容 ①

### 来校者数が増加している

平成28年度

県内の小・中学校への  
来校者総数(人)

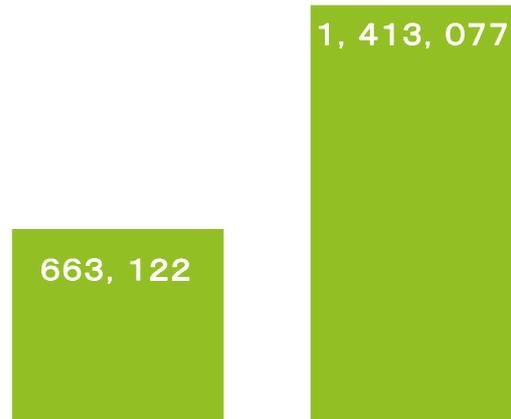


来校者数の総数

県の人口

平成27年度

県内の小・中学校への  
来校者総数(人)

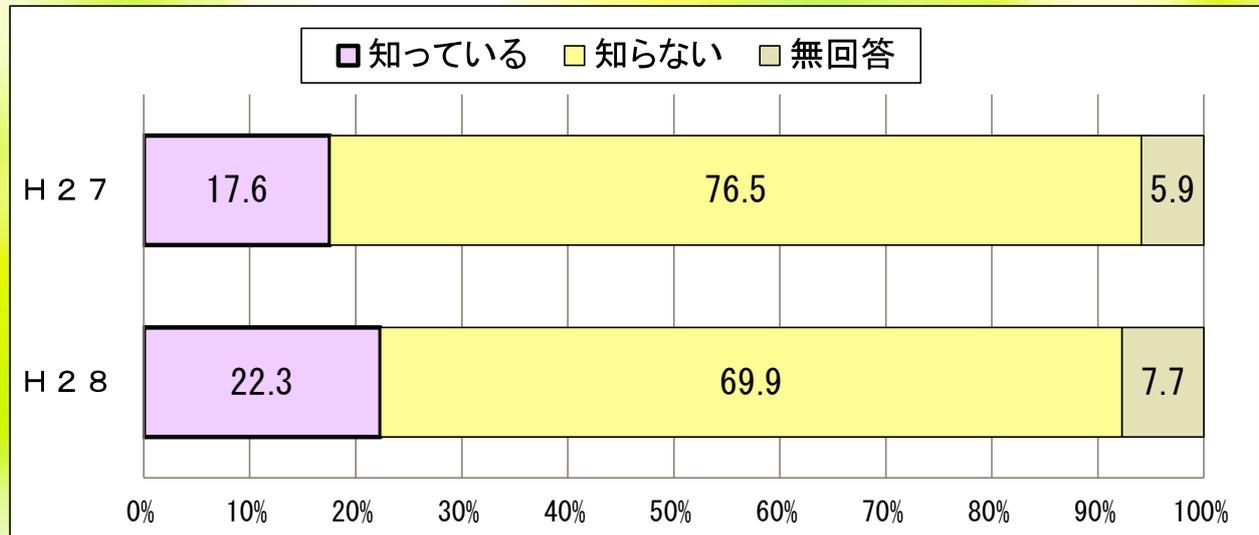


来校者数の総数

県の人口

## 保護者・地域住民の変容 ②

### コミュニティ・スクールの認知が広がっている

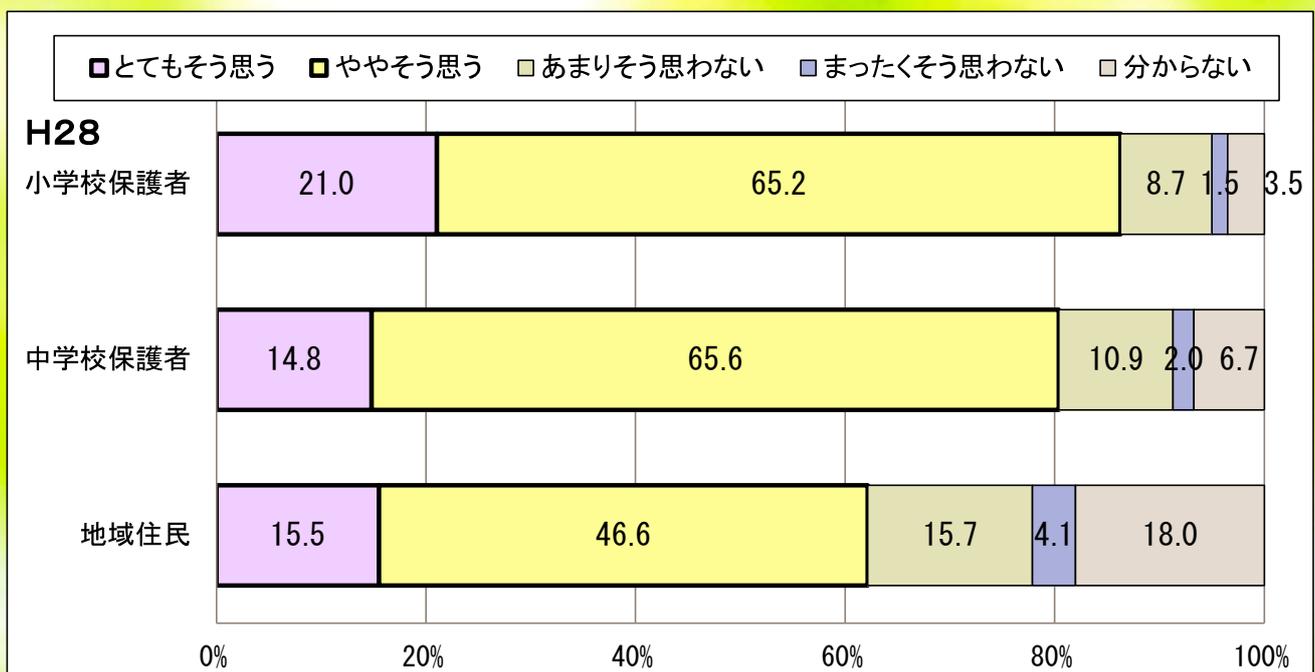


県政世論調査より

31

## 保護者・地域住民の変容 ③

### 学校のために役立ちたい

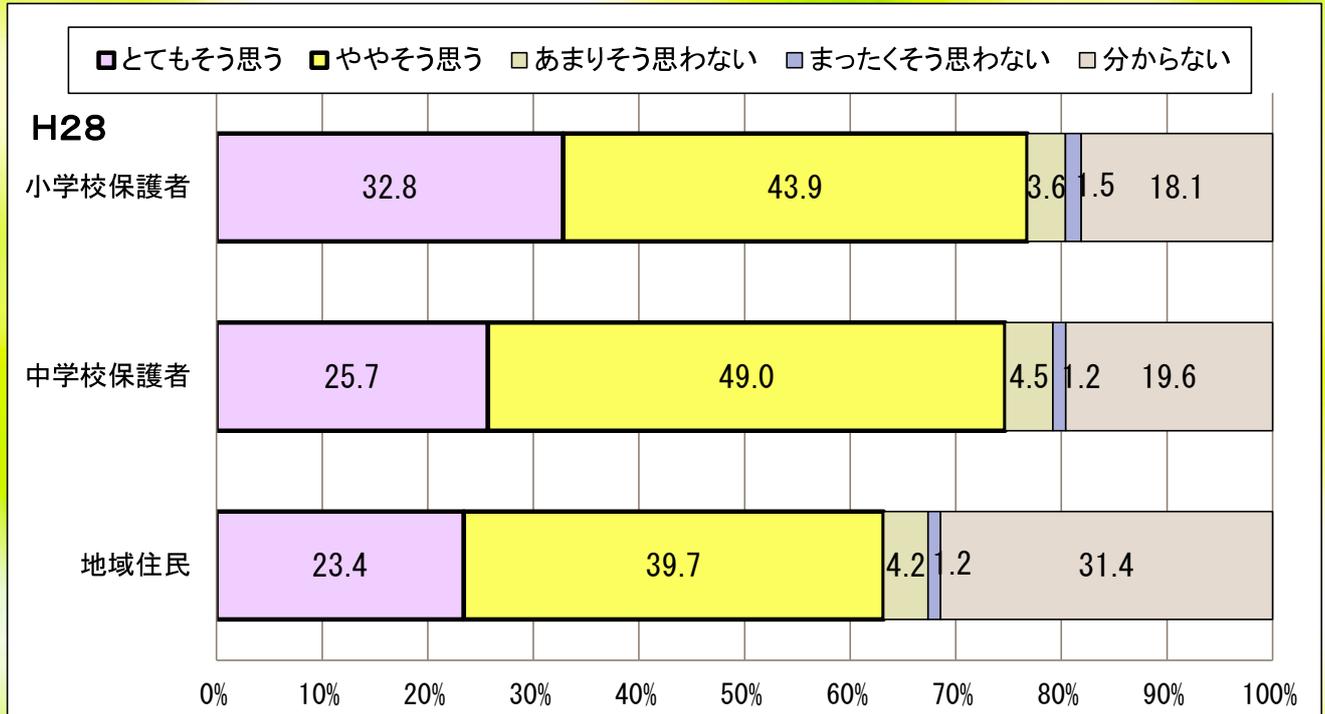


コミュニティ・スクールの成果に関する山口大学の調査より

32

## 保護者・地域住民の変容 ④

### コミュニティ・スクールは地域をよくすることにつながると思う

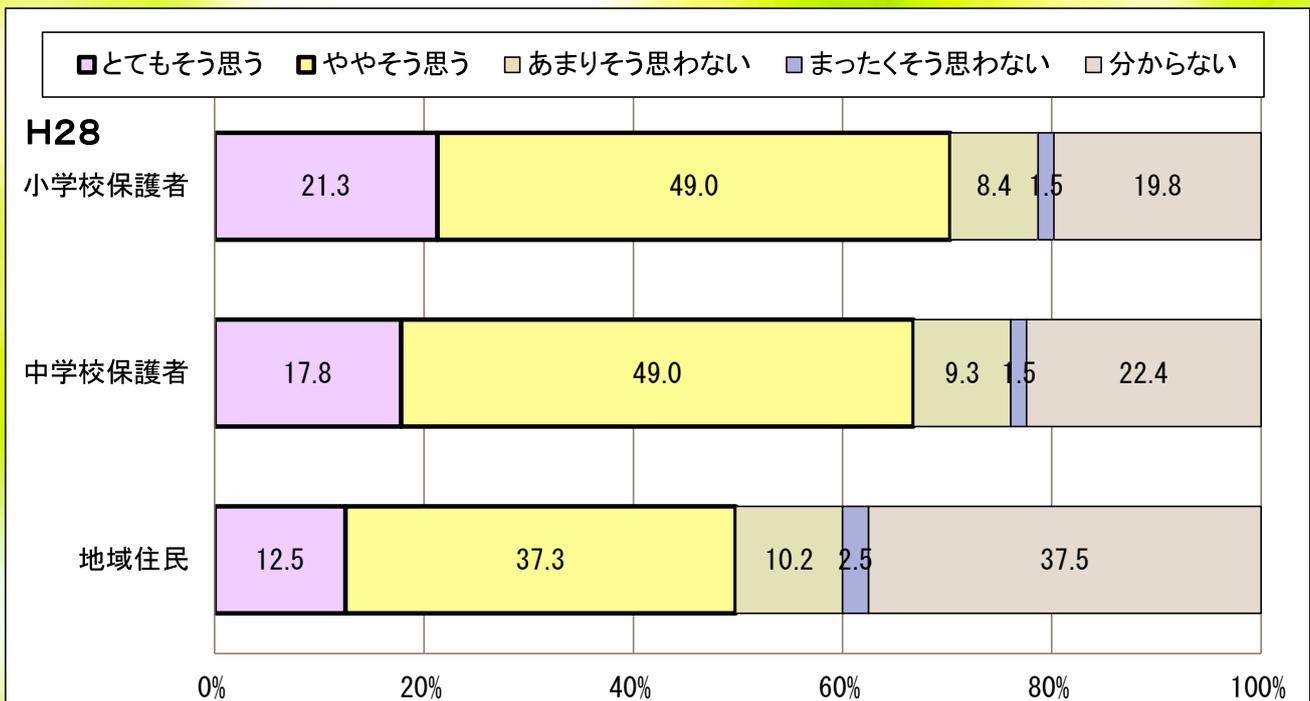


コミュニティ・スクールの成果に関する山口大学の調査より

33

## 保護者・地域住民の変容 ⑤

### 学校の取組は、地域の活性化に役立っていると思う



コミュニティ・スクールの成果に関する山口大学の調査より

34

## 保護者・地域住民の変容 ⑥

### 保護者の声

- 補充学習に参加して、地域の方に教えていただくことにより、**子どもの勉強に対する構え、姿勢が大きく変わった。**
- 子どもが地域の方にお世話になったことを嬉しそうに話している。
- いろいろな方と関わる中で、**子どもたちが地域のことを考え、主体的に地域に関わろうとしている。**
- 子どもを介して**地域の良さを再発見できた。**
- 同じ地域同士での**縦のつながりが深まった。**
- 子どもが**地域の方々のおかげで**育っていることを強く感じる。
- PTA会長として、地域の方の思いや願いに触れることができ有意義だった。**保護者も頑張らなければならない。**

35

## 保護者・地域住民の変容 ⑦

### 地域住民の声

- 学校が懸命に取り組んでいるのを知って、自分たちも役に立ちたいと思った。
- 学校の子どもたちのために頑張らねばという**責任が、生活の張りとなる。**
- 子どものためにとやってやっていることは、**実は自分のためになっていると**感じることもある。
- 子どもたちが、通学路で出会ったときに、自分のことや学校の様子を話してくれるようになりうれしい。
- 子どもたちは、大人と接することで信頼感や幅広い考え、柔軟性を身に付けていくと思う。**地域が子どもを育てている**と感じる場面が多くある。
- 生徒たちが地域で活躍してくれることで、**地域が活性化**する。

36

## 保護者・地域住民の変容 ⑧

### 老人クラブの方の声

～H28年度老人クラブによる、コミュニティ・スクールと連携したモデル事業（長寿社会課）～

- 定年後、家にこもりがちな高齢者にとって外出の機会となる。子どもや他の会員との交流によって気持ちが元気になる。
- 子どもたちからお礼の手紙が来るとうれしい。何か役に立っていると感じることで活動の励みになる。
- 核家族で、家に孫がいるわけではなく、PTAでもない人が子どもや先生方とふれあう機会をもつことができるのがコミスクのよい点である。
- 活動を通して顔を合わせて議論することによって学校、先生との意思疎通がよくなった。お互いに理解でき始めたころに先生は異動してしまうが、取組のサイクルができていますので、先生方が変わっても活動が続くようになった。

37

## 保護者・地域住民の変容 ⑨

### 子育て支援活動関係者の声

～みんなで子育て応援推進事業(こども政策課)～

- これまで学校はハードルが高いイメージがあったが、今回子育て県民運動の取組として参画し、地域に開かれていると感じた。コミュニティ・スクールの取組の賜物と思う。
- これまでも学校とは連携してきたが、地域の様々な団体と協力して、学校を舞台に子育て支援というテーマにも関わることができたことは有意義だった。
- 由宇中学校には、以前から妊婦体験を子どもたちにさせたいとの思いからアプローチしてきた。今回、取組のきっかけができて、妊婦体験を実施できたことは良かった。
- 今回の取組は、導入の部分で行政による学校との調整があったことで、スムーズに進めることができた。活動が軌道に乗るまでは、行政の支援は重要と感じた。

38

# 「やまぐち型地域連携教育」 の推進上の課題

39

## 「やまぐち型地域連携教育」の推進上の課題

### 課題

- 学校教育・社会教育主管課双方の情報共有  
や推進に向けた協議の場づくり
- 校長のマネジメント力の一層の向上
- 全ての教職員が取組に関わる体制づくり
- 学校支援や地域貢献の取組のねらいの明確  
化や共有
- より多くの保護者や地域の方の参画
- 継続的できめ細かな家庭教育支援

40

# 「やまぐち型地域連携教育」 の一層の充実に向けて

41

## 「やまぐち型地域連携教育」の一層の充実に向けて

### 取組の方向性

- ①コミュニティ・スクールや地域協育ネットの取組の一層の充実
  - ア) 学校教育と社会教育の連携
  - イ) 学校運営協議会の充実
  - ウ) 学校・家庭・地域が協働する組織づくり
  - エ) 地域への周知啓発
- ②ふるさとを愛する心の育成
- ③学校を核とした地域づくりの推進(首長部局との連携)
- ④統括コーディネーターの全中学校区への配置及び後継者の育成
- ⑤地域における家庭教育支援体制の充実(首長部局との連携)

### 平成29年度の取組

- 1 全県的な推進体制のさらなる強化
- 2 研修の充実
- 3 推進の核となる人材の配置及び養成
- 4 活動の充実に向けた普及啓発・支援

#### <重点取組事項>

- 学校課題の解決
- ふるさとを愛する心の育成
- 家庭教育支援の充実

42

## 平成29年度の主な取組

	コミュニティ・スクールの充実促進	地域協育ネットの充実促進
強化 推進体制の 全体的な	<ul style="list-style-type: none"> <li>新 やまぐち型地域連携教育推進協議会(年2回)</li> <li>新 やまぐち型地域連携教育推進協議会プロジェクト部会(3部会×年3回)</li> <li>CS担当者、地域協育ネット担当者及びCSコンダクターの合同会議(年3回)</li> </ul>	
研修の 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>やまぐち地域連携教育の集い(7地域) (県外への情報発信)</li> <li>新 地域連携担当教職員の研修会</li> <li>新 社会教育主事の研修会</li> <li>新 初任者・10年経験者・新任教頭研修における「やまぐち型地域連携教育」研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭教育支援担当者会議、訪問型家庭教育支援事業</li> <li>新 家庭教育支援員等合同研修会(年1回)</li> </ul>
配置・養成 推進の核と なる人材の	<ul style="list-style-type: none"> <li>再掲 地域連携担当教職員の研修会</li> <li>再掲 社会教育主事の研修会</li> <li>再掲 初任者・10年経験者・新任教頭研修における「やまぐち型地域連携教育」研修</li> </ul> <p>山口CSコンダクターの全市町配置 統括コンダクターの設置 (東部・西部各1名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域協育ネット」コーディネーターステップアップ講座</li> <li>再掲 家庭教育アドバイザーステップアップ講座</li> <li>再掲 家庭教育支援員等合同研修会(年1回)</li> </ul>
普及啓発 活動充実に 向けた	<ul style="list-style-type: none"> <li>「やまぐち型地域連携教育」実践事例集の作成・配付</li> <li>新 市町教委と連携した「やまぐち型地域連携教育」の先進取組のPR及びHPの充実(市町教委HPとのリンク等)</li> <li>新 社会教育団体等への出前講座</li> </ul> <p>意識調査の実施、分析(県民意識調査、モデル中学校区) 地域から学校へのアプローチの促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭教育支援チームの設置促進</li> <li>優良「地域協育ネット」等の表彰</li> <li>再掲 訪問型家庭教育支援事業</li> <li>再掲 広報啓発(「はつらつ山口っ子」)の制作</li> <li>再掲 熟議サポート事業</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>新 やまぐち型地域連携教育による「ふるさとを愛する心」の育成</li> </ul>	

## 地域の教育力の向上・地域の活性化

43

## 推進に向けた県教育委員会の取組

### 1 全県的な推進体制のさらなる強化

#### やまぐち型地域連携教育推進協議会の開催 (年2回)

- ・ 県の取組方針や課題等について協議
- ・ 各市町コミュニティ・スクール、「地域協育ネット」推進協議会の代表、学校関係者、有識者等

#### <やまぐち型地域連携教育推進協議会プロジェクト部会の開催>

- ・ 3部会 (各部会年3回)
- ・ やまぐち型地域連携教育推進協議会委員から選出

44

# 推進に向けた県教育委員会の取組

## 県教育委員会の体制強化

義務教育課と社会教育・文化財課の各担当者による連携  
(～H27)



「やまぐち型地域連携教育推進班」の設置 (H28～)  
・義務教育課、社会教育・文化財課、教育政策課の連携強化

## コミュニティ・スクールと地域協育ネットの一体的な推進

コミュニティ・スクール及び地域協育ネット担当者及び  
山口CSコンダクターの合同会議 (年3回)

45

# 推進に向けた県教育委員会の取組

## 2 研修の充実

### やまぐち地域連携教育の集いの開催

- 8月～12月 7地域で実施
  - ・ 8月 7日 スターピア下松
  - ・ 8月22日 阿武町民センター
  - ・ 11月26日 下関市教育センター
  - ・ 11月27日 美祢市民会館
  - ・ 11月28日 上関町総合文化センター
  - ・ 12月 1日 周東パストラルホール
  - ・ 12月16日 山口県総合保健会館



### 地域連携担当教職員の研修会

- やまぐち地域連携教育の集いとの同日開催で予定

やまぐち総合教育  
支援センターとの  
連携

初任者・10年経験者・新任教頭研修における  
「やまぐち型地域連携教育」の研修

46

## 推進に向けた県教育委員会の取組

### 3 推進の核となる人材の配置及び養成

#### 山口CSコンダクターの配置・派遣 (15名)

- 県内15市町の教育委員会に配置・派遣し、県内全てのモデル中学校区を中心に各コミュニティ・スクールの取組の充実、学校運営協議会の合同開催による小中連携の取組の充実などを推進するために、各学校を訪問し、助言・支援等を行う。
- コミュニティ・スクールに関する理解と経験をもつ退職校長等を配置

#### 統括コーディネーターの中学校区への配置促進

#### コーディネーター・家庭教育アドバイザーの養成

- コーディネーターの心得、企画運営の総合的なスキル等 (年8回)
- コーディネーターステップアップ講座 (年4回)
- 家庭教育支援の実際、コミュニケーションスキル等 (年8回)
- 家庭教育アドバイザーステップアップ講座 (年4回)

47

## 推進に向けた県教育委員会の取組

### 4 活動の充実に向けた普及啓発・支援

#### 実践事例集の作成・配付

- ・ コミュニティ・スクールや地域協育ネットの取組の紹介

#### 広報番組を活用した情報発信

- ・ 「はつらつ山口っ子」(15分)による取組の紹介(年10回放映)

#### 「熟議サポート事業」の推進

- ・ 学校運営協議会や地域協育ネット協議会等における熟議をサポート

#### 県教委のHPの充実

- ・ 関係課、市町教委等のHPとのリンク

#### 社会教育団体等への出前講座

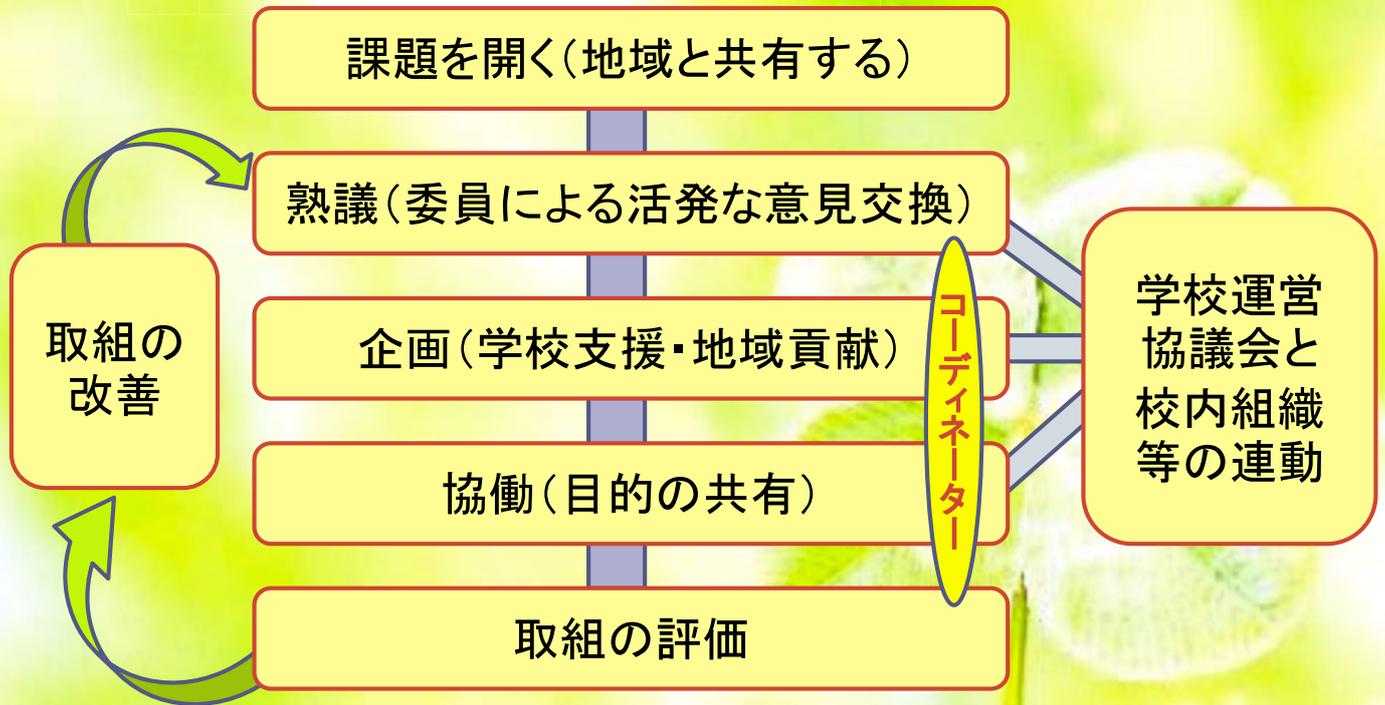
- ・ 社会教育団体等への「やまぐち型地域連携教育」の説明



48

## H29年度の重点的な取組

### ① 学校課題の解決



49

## H29年度の重点的な取組

### ② ふるさとを愛する心の育成

#### 子どもたちの自己肯定感の向上や郷土愛の醸成

子どもたちが、ふるさとの自然、歴史、伝統文化等に関する学習を深めることを通して、ふるさとを愛する心の育成や、地域の担い手としての意識の高揚を図る

熟議

取組の整理  
小中連携による取組

カリキュラムの  
作成・共有

取組の一層の充実

#### 「やまぐち地域連携教育の集い」(7地域)での発表

・地域の特色ある「ふるさとを愛する心の育成」の取組紹介



50

# H29年度の重点的な取組

## ③ 家庭教育支援の充実

### 福祉部局との連携

#### 新 家庭教育支援員等合同研修会

- ・福祉部局との連携による合同研修会
- ・家庭教育支援や子育てサークル関係者等が対象
- ・福祉部局や子育てサークル等との連携による一体型・連携型チームの設置について協議

### チーム設置に向けた協議

#### 家庭教育支援担当者会議

- ・年3回開催(4・10・2月)
- ・各市町家庭教育行政担当者が対象
- ・「家庭教育支援チーム」全市町設置に向けた手順や先進事例の紹介
- ・チーム設置や活動の充実に向けた解決策を協議

### 県内2市での実践モデル作成

#### 訪問型家庭教育支援事業

- ・訪問型支援の実践モデルを開発(県内2箇所)
- ・協議会設置や人材養成(県)
- ・訪問による相談対応や情報提供等、「届ける支援」を展開(再委託先2市)

### 人材養成

- ・家庭教育アドバイザー養成講座
- ・家庭教育アドバイザーステップアップ講座
- ・訪問型家庭教育支援員養成講座

「家庭教育支援チーム」の全市町設置  
訪問型支援の実践モデル作成

子育ての不安や悩みを地域ぐるみで解決！ ⇒ 子育て環境が一層充実

- ・地域のつながりの中で、地域人材による組織的な家庭教育支援が促進
  - ・家庭教育が困難になっている家庭の情報を早期に掴み、早期に対応
  - ・支援が届きにくい家庭へ「届ける支援」を実施
- ⇒ 悩みや不安を抱える全ての家庭に対するきめ細やかな支援体制を構築

51

## 【意見交換の視点】

### 「やまぐち型地域連携教育」の一層の充実に向けた県教委の取組について

#### 平成29年度の取組

- 1 全県的な推進体制のさらなる強化
- 2 研修の充実
- 3 推進の核となる人材の配置及び養成
- 4 活動の充実に向けた普及啓発・支援

#### <重点取組事項>

- 学校課題の解決
- ふるさとを愛する心の育成
- 家庭教育支援の充実

52